

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市営駐車場設置及び管理条例(平成17年条例第160号。以下「条例」という。)第17条第2項の規定に基づき、尾道市営中央駐車場内に設置する多目的ホール、会議室及び物産エリア(以下「コミュニティ施設」と総称する。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則94・一部改正)

(利用時間)

第2条 コミュニティ施設の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを臨時に変更することができる。

(平20規則94・一部改正)

(利用手続)

第3条 コミュニティ施設を利用しようとする者は、コミュニティ施設利用許可申請書(別記様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用の日の6か月前から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平20規則94・一部改正)

(利用許可書の交付)

第4条 指定管理者は、前条の利用許可の申請について適当と認めたときは、コミュニティ施設利用許可書(別記様式第2号)を交付する。

(平20規則94・一部改正)

(利用の変更及び取消し)

第5条 前条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更又は取消しようとするときは、コミュニティ施設利用変更・取消許可申請書(別記様式第3号)に利用許可書を添えて指定管理者の許可を受けなければならない。

(平20規則94・一部改正)

(利用変更・取消許可書の交付)

第6条 指定管理者は、前条の利用許可の変更又は取消許可について適当と認めたときは、コミュニティ施設利用変更・取消許可書(別記様式第4号)を交付する。

(平20規則94・一部改正)

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

(平20規則94・一部改正)

(利用料金)

第8条 利用者は、利用許可の際に利用料金を納付しなければならない。

2 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額を加算するものとする。

(平20規則94・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 条例第14条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が使用する場合(共催を含む。) 利用料金の全額
- (2) 官公署が使用する場合で、市長が公益上必要と認める場合 利用料金の全額
- (3) その他市長が相当の事由があると認める場合 利用料金の5割に相当する額

(平20規則94・一部改正)

(利用料金の減免申請)

第10条 前条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用許可申請書を提出する際に、コミュニティ施設利用料金減免申請書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を減免した場合には、その旨及び減免の程度を利用許可書の許可条件欄に記載する。

(平20規則94・一部改正)

(利用料金の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、還付する額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない事由により利用できなくなった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用日の14日前までに利用の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 既納利用料金の7割に相当する額
- (3) 利用日の3日前までに利用の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 既納利用料金の5割に相当する額
- (4) 第6条の規定により利用者が利用の変更を許可された場合において、既納利用料金に過納金が生じた場合 その過納金の全額

2 前項各号の事由により利用料金の還付を受けようとする者は、コミュニティ施設利用料金還付請求書(別記様式第6号)に利用許可書(利用変更・取消許可書)を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平20規則94・一部改正)

(遵守事項)

第12条 利用者は、条例及びこの規則に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、多目的ホール等の収容定員を標準とすること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた以外の室に立ち入り、又は器具等を使用し、若しくは移動しないこと。

(平20規則94・旧第13条繰上・一部改正)

(原状回復義務)

第13条 利用者は、コミュニティ施設の利用を終了したとき又はその利用許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(平20規則94・旧第14条繰上・一部改正)

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、コミュニティ施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、コミュニティ施設損傷・滅失届出書(別記様式第7号)を市長に提出し、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平20規則94・旧第15条繰上・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、コミュニティ施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平20規則94・旧第16条繰上)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年9月12日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月19日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

付 則(平成31年3月20日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(平20規則94・平26規則12・平31規則19・一部改正)

名称	冷暖房設備利用料金(4時間までごとに)
多目的ホール	520円
会議室	310円
物産エリア	420円

様式第1号(第3条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

<p>コミュニティ施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先(電話)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>次のとおり利用の許可を申請します。なお、利用に際しては、尾道市営中央駐車場コミュニティ施設管理運営規則を遵守します。</p>			
利 用 目 的	行事の名称		
	行事の内容		
利 用 日 時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	利 用 者 責 任 者 利 用 員	人
利 用 施 設	1 多目的ホール 2 会議室 3 物産エリア		
入場料等に類するものの徴収の有無	1人当たり 円 無・有()営業利用		
特別設備又は備付器具以外の設備器具をするか否か	無・有(計画書及び平面図別添)	冷暖房の要・不要	要 不要
利用条件			

様式第2号(第4条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

コミュニティ施設利用許可書			
		第 年 月 日	号 日
様		指定管理者 印	
次のとおりコミュニティ施設の利用を許可します。			
利 用 目 的	行事の名称		
	行事の内容		
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から	利 用 責 任 者	
	年 月 日 () 時 分まで	利 用 人 員	人
利 用 施 設	1 多目的ホール 2 会議室 3 物産エリア		
入場料等に類するものの徴収の有無	1人当たり 円 無・有()営業利用		
特別設備又は備付器具以外の設備器具をするか否か	無・有(計画書及び平面図別添)	冷暖房の要・不要	要 不要
許可条件			

様式第3号(第5条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

コミュニティ施設利用変更・取消許可申請書		年 月 日
指定管理者 様		
申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先(電話)		
年 月 日付け 第 号で許可になった事項について、次のとおり変更・取消しを申請します。		
	変 更 前	変 更 後
利用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
利用施設		
利用人員	人	人
その他		
特別設備等		
利用料金	既納利用料金 円	変更後の利用料金 円
変更・取消しの理由		
変更による利用料金の過不足	円	

様式第4号(第6条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

コミュニティ施設利用変更・取消許可書		
第 年 月 号 日		
様		
指定管理者 印		
次のとおりコミュニティ施設の利用の変更・取消しを許可します。		
	変 更 前	変 更 後
利用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
利用施設		
利用人員	人	人
そ の 他		
特別設備等		
利用料金	既納利用料金 円	変更後の利用料金 円
許可条件		
変更による利用料金の過不足	円	

様式第5号(第10条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第5号(第10条関係)

コミュニティ施設利用料金減免申請書 年 月 日 指定管理者 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先(電話)	
④	
次のとおりコミュニティ施設の利用料金の減免を申請します。	
利 用 目 的	行事の名称
	行事の内容
利 用 日 時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
利 用 施 設	1 多目的ホール 2 会議室 3 物産エリア
入場料等に類するものの徴収の有無	1人当たり 円 無・有()営業利用
減 免 希 望 額	割
減 免 申 請 の 理 由	管理運営規則第9条第 号該当
備考	

様式第6号(第11条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第6号(第11条関係)

コミュニティ施設利用料金還付請求書			
年 月 日			
指定管理者 様			
申請者 住所 団体名 氏名 連絡先(電話)			
㊟			
次のとおりコミュニティ施設の利用料金の還付を申請します。			
申請利用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
申請利用施設名	1 多目的ホール 2 会議室 3 物産エリア		
行 事 名	_____		
利用料金還付の理由			
_____ 管理運営規則第11条第1項第 号該当			
既納利用料金	円	変更後の利用料金	円
還付申請額	円		

様式第7号(第14条関係)

(平20規則94・一部改正)

様式第7号(第14条関係)

コミュニティ施設損傷・滅失届出書	
年 月 日	
尾道市長 様	使用者 住所 団体名 氏名 連絡先(電話) ㊦
次のとおり、損傷・滅失したので届け出ます。 については、尾道市営中央駐車場コミュニティ施設管理運営規則第14条の規定により指示のとおり賠償します。	
損傷・滅失した日時	年 月 日 時 分
損傷・滅失した施設・設備	
損傷等の状況 (数量・内容・程度)	
損傷等が発生した理由	
※賠償金額	円
※賠償金額 決定理由	

備考 ※印欄は記入しないでください。